



宮 崎 県 公 報

平成23年 3 月30日 (水曜日) 号外 第 34 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1	
○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…… (財政課) 12	
告 示	
○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…… (財政課) 13	
○県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入	

札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…… (森林整備課) 14	
訓 令	
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 14	
公 告	
○土地改良区の設立認可申請の適当の決定…… (農村整備課) 14	
○市町村宮土地改良事業に係る換地処分の届出… (“) 15	
正 誤	
○平成21年 3 月30日付け県公報 (号外第16号) 中………15	

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 6 号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 本庁	第 2 章 本庁
第 1 節 [略]	第 1 節 [略]
第 2 節 分掌事務	第 2 節 分掌事務
第 1 款～第 5 款 [略]	第 1 款～第 5 款 [略]
第 6 款 商工観光労働部各課等の分掌事務 (第39条～第44条の 3)	第 6 款 商工観光労働部各課の分掌事務 (第39条～第44条の 3)
第 7 款～第 9 款 [略]	第 7 款～第 9 款 [略]
第 3 章 出先機関	第 3 章 出先機関
第 1 節～第38節 [略]	第 1 節～第38節 [略]
第39節 削除	第39節 <u>水産試験場 (第 205条～第 208条)</u>
第40節 削除	第40節 <u>高等水産研修所 (第 209条～第 211条)</u>
第41節～第43節 [略]	第41節～第43節 [略]
第44節 <u>高等水産研修所 (第 224条～第 225条)</u>	第44節 削除
第45節 [略]	第45節 [略]
第46節 <u>水産試験場 (第 228条～第 231条)</u>	第46節 削除
第47節～第53節 [略]	第47節～第53節 [略]
第 4 章～第 7 章 [略]	第 4 章～第 7 章 [略]
附則	附則
(局及び課の設置)	(局及び課の設置)
第 5 条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。	第 5 条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。
部 局 課	部 局 課

[略]	
環境森林部	環境森林課 環境管理課 循環社会推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課
[略]	
農政水産部	農政企画課 地域農業推進課 営農支援課 農産園芸課 畜産課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁港漁場整備課
[略]	

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
障害福祉課	[略]
[略]	
地域農業推進課	[略]

(危機管理課)

第15条の4 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(7) [略]

(医療業務課)

第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(13) [略]

2 薬務対策室においては、前項第2号に掲げる事務のうち薬剤師に関する事務、第7号から第11号までに掲げる事務並びに第12号に掲げる事務のうち麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関する事務を分掌する。

(健康増進課)

第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 感染症対策に関すること。
- (3) 結核対策に関すること。
- (4) ハンセン病に関すること。
- (5) 骨髄移植及び臓器移植に関すること。
- (6) 難病対策に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (8) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (9) 栄養及び健康増進に関すること。
- (10) 生活習慣病の予防に関すること。
- (11) 健康づくりに関する調査・研究に関すること。

[略]	
環境森林部	環境森林課 環境管理課 循環社会推進課 自然環境課 森林経営課 山村・木材振興課
[略]	
農政水産部	農政企画課 地域農業推進課 営農支援課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁村振興課
畜産・口蹄疫復興対策局	復興対策推進課 畜産課
[略]	

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
障害福祉課	[略]
健康増進課	感染症対策室
環境森林課	みやぎきの森林づくり推進室
[略]	
地域農業推進課	[略]
農村計画課	畑かん営農推進室
水産政策課	漁業・資源管理室
畜産・口蹄疫復興対策局畜産課	家畜防疫対策室

(危機管理課)

第15条の4 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 危機管理に係るマニュアル及び訓練の実施に関すること。

(5)～(8) [略]

(医療業務課)

第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 医師確保対策に関すること。

(5)～(14) [略]

2 薬務対策室においては、前項第2号に掲げる事務のうち薬剤師に関する事務、第8号から第12号までに掲げる事務並びに第13号に掲げる事務のうち麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関する事務を分掌する。

(健康増進課)

第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) ハンセン病に関すること。
- (3) 骨髄移植及び臓器移植に関すること。
- (4) 難病対策に関すること。
- (5) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (6) 栄養及び健康増進に関すること。
- (7) 生活習慣病の予防に関すること。
- (8) 健康づくりに関する調査・研究に関すること。
- (9) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (10) 感染症対策に関すること。
- (11) 結核対策に関すること。

(12) [略]

(環境森林課)

第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 環境基本計画及び森林計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) 新エネルギービジョン、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電に関すること。
- (5) 森林施業計画に関すること。
- (6) 国有林に関する連絡調整に関すること。
- (7) 林業普及指導事業に関すること。
- (8)～(10) [略]
- (11) 林業技術センターに関すること。

(12)・(13) [略]

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 緑化の推進に関すること。
- (7) 県民参加の森林づくりに関すること。
- (8)～(10) [略]
- (11) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (12) 林地開発行為の許可に関すること。
- (13) [略]
- (14) 川南遊学の森に関すること。

(森林整備課)

第37条 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林の整備に関すること。
- (2) 県有林及び県行造林の管理経営に関すること。
- (3) 林道に関すること。
- (4) 森林土木工事の積算管理に関すること。
- (5) ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森に関すること。

(山村・木材振興課)

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6)～(9) [略]
- (10) 林業後継者の確保及び育成に関すること。
- (11)・(12) [略]

2 みやぎきスギ活用推進室においては、前項第2号から第5号までに掲げる事務を分掌する。

第6款 商工観光労働部各課等の分掌事務

(商工政策課)

第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(12) [略]
- (13) 部内各課及び局の連絡調整に関すること。

(12) [略]

2 感染症対策室においては、前項第10号から第12号までに掲げる事務を分掌する。

(環境森林課)

第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 地球温暖化対策に関すること。
- (3) 新エネルギービジョン、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電に関すること。
- (4) 緑化の推進に関すること。
- (5) 県民参加の森林づくりに関すること。
- (6) 県有林及び県行造林の管理経営に関すること。
- (7) 国有林に関する連絡調整に関すること。
- (8)～(10) [略]
- (11) 川南遊学の森、ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森に関すること。

(12)・(13) [略]

2 みやぎきの森林づくり推進室においては、前項第4号から第6号までに掲げる事務及び第11号に掲げる事務を分掌する。

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (7) 林地開発行為の許可に関すること。
- (8)～(10) [略]
- (11) 森林土木技術の総合調整に関すること。
- (12) 森林土木工事の積算管理に関すること。
- (13) [略]

(森林経営課)

第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 森林施業計画に関すること。
- (3) 林業普及指導事業に関すること。
- (4) 林業後継者の確保及び育成に関すること。
- (5) 森林整備事業に関すること。

(6) 森林路網に関すること。(7) 林業技術センターに関すること。

(山村・木材振興課)

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 地域木造住宅の振興に関すること。
- (7)～(10) [略]

(11)・(12) [略]

2 みやぎきスギ活用推進室においては、前項第2号から第6号までに掲げる事務を分掌する。

第6款 商工観光労働部各課の分掌事務

(商工政策課)

第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(12) [略]
- (13) 部内各課の連絡調整に関すること。

- (14) [略]
 (15) 部内各課及び局の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
 (16) 部内の事務で他課及び局の主管に属さないこと。

2 [略]

（工業支援課）

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
 (4) 砂利採取に関すること（漁港漁場整備課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。）。
 (5)～(11) [略]

（畜産課）

第49条 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の改良及び増殖に関すること。
 (2) 草地の開発及び利用に関すること。
 (3) 飼料の生産、利用及び流通に関すること。
 (4) 畜産環境保全対策に関すること。
 (5) 畜産経営の改善に関すること。
 (6) 家畜及び畜産物の流通及び価格安定に関すること。
 (7) 家畜伝染病及び家畜の衛生に関すること。
 (8) 獣医師、家畜人工授精師及び家畜商に関すること。
 (9) 養ほうに関すること。
 (10) 動物用の医薬品、医薬部外品、医療用具その他動物薬事に関すること。
 (11) 家畜保健衛生所及び畜産試験場に関すること。

（農村計画課）

第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]

(6) [略]

(7)～(10) [略]

（農村整備課）

第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

（水産政策課）

第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
 (2) 漁業の担い手に関すること。
 (3) 水産業改良普及事業に関すること。
 (4)～(11) [略]

(12)～(14) [略]

(15) 高等水産研修所及び水産試験場に関すること。

（漁港漁場整備課）

第53条 漁港漁場整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (14) [略]
 (15) 部内各課の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
 (16) 部内の事務で他課の主管に属さないこと。

2 [略]

（工業支援課）

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
 (4) 砂利採取に関すること（漁村振興課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。）。
 (5)～(11) [略]

第49条 削除

（農村計画課）

第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]

(6) 畑かん営農に関する施策の企画及び推進に関すること。

(7) [略]

(8) 国営造成施設の維持管理に関する支援及び調整に関すること。

(9)～(12) [略]

2 畑かん営農推進室においては、前項第6号から第8号までに掲げる事務を分掌する。

（農村整備課）

第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]

(5) 土地改良施設の保全管理に関すること。

(6)・(7) [略]

（水産政策課）

第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]

(2)～(9) [略]

(10) 栽培漁業に関すること。

(11) 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。

(12)～(14) [略]

(15) 水産試験場に関すること。

2 漁業・資源管理室においては、前項第3号から第11号までに掲げる事務及び第14号に掲げる事務を分掌する。

（漁村振興課）

第53条 漁村振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
 (2) 栽培漁業に関すること。
 (3) 水産資源の保護及び漁場の保全に関すること。
 (4)～(11) [略]

第54条 削除

第55条から第61条まで 削除

(用地対策課)

第63条 用地対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) [略]

(7) [略]

(河川課)

第67条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

(4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理に関すること(農村整備課、漁港漁場整備課及び港湾課の主管に属するものを除く。)。

- (5)～(7) [略]

(建築住宅課)

第71条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]

(3) 地域木造住宅の振興に関すること。

- (4)～(7) [略]

(8) [略]

(9) 建築審査会、建築士審査会及び開発審査会に関すること。

(所掌事務)

第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)
- 地域振興に関すること。

- (1) [略]
 (2) 漁業の担い手に関すること。
 (3) 水産業改良普及事業に関すること。
 (4)～(11) [略]
 (12) 高等水産研修所に関すること。

(復興対策推進課)

第54条 復興対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 復興対策の企画及び総合調整に関すること。
 (2) 口蹄疫復興対策に係る事業の推進に関すること。
 (3) 畜産復興新生事業の推進に関すること。
 (4) 児湯地域における畜産産地再生に関すること。
 (5) 畜産経営の改善に関すること。
 (6) 宮崎県口蹄疫復興財団に関すること。

(畜産課)

第55条 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の改良及び増殖に関すること。
 (2) 草地の開発及び利用に関すること。
 (3) 飼料の生産、利用及び流通に関すること。
 (4) 家畜及び畜産物の流通及び価格安定に関すること。
 (5) 養ほうに関すること。
 (6) 畜産環境保全対策に関すること。
 (7) 家畜伝染病及び家畜の衛生に関すること。
 (8) 獣医師、家畜人工授精師及び家畜商に関すること。
 (9) 動物用の医薬品、医薬部外品、医療用具その他動物薬事に関すること。
 (10) 家畜伝染病に係る埋却地の管理に関すること。
 (11) 家畜保健衛生所及び畜産試験場に関すること。

2 家畜防疫対策室においては、前項第6号から第10号までに掲げる事務を分掌する。

第56条から第61条まで 削除

(用地対策課)

第63条 用地対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) [略]

(7) 土地収用あっせん委員、土地収用仲裁委員及び土地収用事業認定審議会に関すること。

- (8) [略]

(河川課)

第67条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

(4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理に関すること(農村整備課、漁村振興課及び港湾課の主管に属するものを除く。)。

- (5)～(7) [略]

(建築住宅課)

第71条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]

- (3)～(6) [略]

(7) 建築審査会、建築士審査会及び開発審査会に関すること。

- (8) [略]

(所掌事務)

第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)
- 地域振興、地方分権等に関すること。

- (2) [略]
- (3) 消防及び防災に関すること。
- (4)～(19) [略]
- (分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) [略]
- (5) 消防及び防災に関すること。
- (6) 各種団体との連絡に関すること。

(7)～(19) [略]

[略]

林務課

- (1)～(8) [略]
- (9) 森林の整備に関すること。
- (10)～(18) [略]
- (19) 林道工事に関すること。
- (20) [略]

[略]

(所掌事務)

第 190条 農林振興局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(13) [略]

(内部組織)

第 191条 中部農林振興局、南那珂農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に次の課を置く。

[略]

農村建設課

農地整備課

[略]

2 児湯農林振興局に次の課を置く。

[略]

農村建設課

農地整備課

[略]

3 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

農村建設課

農地整備課

[略]

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (2) [略]
- (3) 消防、防災及び危機管理に関すること。
- (4)～(19) [略]
- (分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 地域振興の企画・調整に関すること。
- (4) [略]
- (5) 地方分権、権限移譲の推進に関すること。
- (6) 消防、防災及び危機管理に関すること。
- (7) 各種団体との連絡調整に関すること。

(8)～(20) [略]

[略]

林務課

- (1)～(8) [略]
- (9) 森林整備事業に関すること。
- (10)～(18) [略]
- (19) 森林路網に関すること。
- (20) [略]

[略]

(所掌事務)

第 190条 農林振興局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 地域振興、地方分権等に関すること。

(5) 消防、防災及び危機管理に関すること。

(6)～(15) [略]

(内部組織)

第 191条 中部農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に次の課を置く。

[略]

農村計画課

農村整備課

[略]

2 南那珂農林振興局に次の課を置く。

総務課

地域農政企画課

農畜産課

農村整備課

林務課

普及企画課

農業経営課

3 児湯農林振興局に次の課を置く。

[略]

農村計画課

農村整備課

[略]

4 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

農村計画課

農村整備課

[略]

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)～(4) [略]
 (5) 農地の集団化に関すること。
 (6) 土地改良財産に関すること。
 (7) 土地改良区の指導監督に関すること。
 (8) 農業農村整備事業の融資に関すること。

(9)・(10) [略]

[略]

農畜産課

(1)～(12) [略]

農村建設課

- (1)・(2) [略]
 (3) 国営事業に関すること(南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。)
 (4)～(6) [略]

農地整備課

(1)～(3) [略]

林務課

- (1)～(8) [略]
 (9) 森林の整備に関すること。
 (10)～(18) [略]
 (19) 林道工事に関すること(児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。)
 (20) [略]

森林土木課

- (1) [略]
 (2) 林道工事に関すること。
 (3) [略]
 [略]

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、室及び部を置く。

管理課

[略]

2・3 [略]

(分掌事務)

第 198条 前条第 1 項に規定する課、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)～(4) [略]
 (5) 地域振興の企画・調整に関すること。
 (6) 地方分権、権限移譲の推進に関すること。
 (7) 消防、防災及び危機管理に関すること。
 (8) 各種団体との連絡調整に関すること。

(9)・(10) [略]

[略]

農畜産課

(1)～(12) [略]

(13) 児湯地域における畜産産地再生に関すること(児湯農林振興局に限る。)

農村計画課

- (1)・(2) [略]
 (3) 国営事業に関すること(東臼杵農林振興局を除く。)

(4)～(6) [略]

(7) 農地の集団化に関すること。

(8) 土地改良財産に関すること。

(9) 土地改良区の指導監督に関すること。

(10) 農業農村整備事業の融資に関すること。

(11) 国営及び国営関連施設の維持管理に係る調整に関すること(東臼杵農林振興局を除く。)

農村整備課

(1)～(3) [略]

(4) 農地の集団化に関すること(南那珂農林振興局に限る。)

(5) 土地改良財産に関すること(南那珂農林振興局に限る。)

(6) 土地改良区の指導監督に関すること(南那珂農林振興局に限る。)

(7) 農業農村整備事業の融資に関すること(南那珂農林振興局に限る。)

林務課

(1)～(8) [略]

(9) 森林整備事業に関すること。

(10)～(18) [略]

(19) 森林路網に関すること(児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。)

(20) [略]

森林土木課

(1) [略]

(2) 森林路網に関すること。

(3) [略]

[略]

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、室及び部を置く。

管理課

病害虫防除・肥料検査課

[略]

2・3 [略]

(分掌事務)

第 198条 前条第 1 項に規定する課、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(5) [略]

[略]

2 [略]

(所掌事務)

第 204条 病虫害防除・肥料検査センターの所掌事務は、次のとおりである。

(1)～(6) [略]

(7) 肥料の取締りに関すること。

第39節 削除

第 205条から第 207条まで 削除

管理課

(1)～(5) [略]

病虫害防除・肥料検査課

(1) 植物の検疫に関すること。

(2) 防除についての企画に関すること。

(3) 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。

(4) 発生予察事業に関すること。

(5) 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

(6) その他防除に関すること。

(7) 肥料の検査・分析に関すること。

[略]

2 [略]

(所掌事務)

第 204条 病虫害防除・肥料検査センターの所掌事務は、次のとおりである。

(1)～(6) [略]

(7) 肥料の検査・分析に関すること。

第39節 水産試験場

(設置)

第 205条 水産業の試験研究及び技術指導を行うため、水産試験場を置く。

(名称及び位置)

第 205条の 2 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場	宮崎市青島 6 丁目16番 3 号

(所掌事務)

第 206条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 水産業の試験研究に関すること。

(2) 水産業の技術指導に関すること。

(内部組織)

第 207条 水産試験場に次の課及び部を置く。

管理課

資源部

増殖部

生物利用部

2 前項に規定する生物利用部に分場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場生物利用部小林分場	小林市南西方字出之山1091番地

(分掌事務)

第 208条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1) 庶務一般に関すること。

(2) 場務の総合調整に関すること。

(3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。

(4) 試験場内の連絡調整に関すること。

(5) 試験船の運航に関すること。

(6) 他部の主管に属さないこと。

資源部

(1) 漁況及び海況の試験研究並びに漁海況予報に関すること

第40節 削除

第 208条から第 211条まで 削除

(内部組織)

第 214条 家畜保健衛生所に、次の課を置く。

管理課 (宮崎家畜保健衛生所を除く。)管理飼料課 (宮崎家畜保健衛生所に限る。)衛生課検査課 (宮崎家畜保健衛生所に限る。)

(分掌事務)

第 215条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

管理飼料課(1) 庶務一般に関すること。(2) 所務の企画調整に関すること。(3) 家畜衛生の統計調査に関すること。(4) 家畜衛生に関する知識及び技術の普及並びに研修に関すること。(5) 家畜の繁殖障害の除去並びに人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。(6) 種畜検査に関すること。(7) 動物用薬事に関すること。(8) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること。(9) 他課の主管に属さないこと。

。

(2) 水産資源管理の試験研究に関すること。(3) 漁場開発及び漁業操業の効率化の試験研究に関すること

。

(4) 水産情報の高度化の試験研究に関すること。

増殖部

(1) 増殖技術の試験研究に関すること。(2) 水産動植物の生態系の試験研究に関すること。(3) 種苗生産の試験研究に関すること。

生物利用部

(1) 養殖技術の試験研究に関すること。(2) 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。(3) 内水面における漁業生産の試験研究に関すること。(4) 水産物の付加価値向上の試験研究に関すること。(5) 漁場環境保全の試験研究に関すること。

第40節 高等水産研修所

(設置)

第 209条 優れた漁業就業者の養成並びに漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、高等水産研修所を置く。

(名称及び位置)

第 210条 高等水産研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立高等水産研修所	日南市西町2丁目11番6号

(所掌事務)

第 211条 高等水産研修所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 優れた漁業就業者の養成に関すること。(2) 漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修に関すること。

(内部組織)

第 214条 家畜保健衛生所に、次の課を置く。

生産安全課防疫課病性鑑定課 (宮崎家畜保健衛生所に限る。)

(分掌事務)

第 215条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

生産安全課

(1)～(7) [略]

(8) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること (宮崎家畜保健衛生所に限る。)

(9) [略]

衛生課

(1)～(3) [略]

検査課

(1) 家畜疾病の病性鑑定に関すること（衛生課の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

第44節 高等水産研修所

（設置）

第 224条 優れた漁業就業者の養成並びに漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、高等水産研修所を置く。

（名称及び位置）

第 224条の 2 高等水産研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立高等水産研修所	日南市西町 2 丁目 11 番 6 号

（所掌事務）

第 225条 高等水産研修所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 優れた漁業就業者の養成に関すること。

(2) 漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修に関すること。

第46節 水産試験場

（設置）

第 228条 水産業の試験研究及び技術指導を行うため、水産試験場を置く。

（名称及び位置）

第 228条の 2 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場	宮崎市青島 6 丁目 16 番 3 号

（所掌事務）

第 229条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 水産業の試験研究に関すること。

(2) 水産業の技術指導に関すること。

（内部組織）

第 230条 水産試験場に次の課及び部を置く。

管理課

資源部

増殖部

生物利用部

2 前項に規定する生物利用部に分場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場生物利用部小林分場	小林市南西方字出之山1091番地

（分掌事務）

第 231条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1) 庶務一般に関すること。

(2) 場務の総合調整に関すること。

(3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。

(4) 試験場内の連絡調整に関すること。

(5) 試験船の運航に関すること。

(6) 他部の主管に属さないこと。

防疫課

(1)～(3) [略]

病性鑑定課

(1) 家畜疾病の病性鑑定に関すること（防疫課の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

第44節 削除

第 224条から第 225条まで 削除

第46節 削除

第 228条から第 231条まで 削除

資源部

- (1) 漁況及び海況の試験研究並びに漁海況予報に関すること
-
- (2) 水産資源管理の試験研究に関すること。
- (3) 漁場開発及び漁業操業の効率化の試験研究に関すること
-
- (4) 水産情報の高度化の試験研究に関すること。

増殖部

- (1) 増殖技術の試験研究に関すること。
- (2) 水産動植物の生態系の試験研究に関すること。
- (3) 漁場環境保全の試験研究に関すること。

生物利用部

- (1) 種苗生産の試験研究に関すること。
- (2) 養殖技術の試験研究に関すること。
- (3) 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。
- (4) 内水面における漁業生産の試験研究に関すること。
- (5) 水産物の付加価値向上の試験研究に関すること。

(部長等)

第 263条 [略]

第 264条 前条第12項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に2人以上置くことができる。

2 [略]

(広報企画監等)

第 265条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
県民政策部	[略]	
福祉保健部	感染症対策監	上司の命を受けて、感染症対策の総合調整に関する事務を掌理する。
環境森林部	計画指導監	上司の命を受けて、地域森林計画の推進及び林業普及指導事業の総合調整に関する事務を掌理する。
農政水産部	[略]	
	消費安全企画監	[略]
	家畜防疫対策監	上司の命を受けて、家畜防疫対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	国営事業対策監	上司の命を受けて、国営及び国営関連土地改良事業の総合調整に関する事務を掌理する。
	漁業調整監	上司の命を受けて、漁獲可能量制度運用等の総合調整に関する事務を掌理する。
	[略]	
[略]		

(県参事等)

第 266条 前3条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の

(部長等)

第 263条 [略]

第 263条の2 前条の規定にかかわらず、畜産・口蹄疫復興対策局畜産課家畜防疫対策室に室長補佐を置く。

2 室長補佐は、室長を補佐する。

第 264条 第 263条第12項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に2人以上置くことができる。

2 [略]

(広報企画監等)

第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
県民政策部	[略]	
農政水産部	[略]	
	消費安全企画監	[略]
	[略]	
[略]		

(県参事等)

第 266条 前4条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の

表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

- 2 前3条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

(職)

- 第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
病虫害防除・肥料検査センター	所長 副所長
[略]	

表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

- 2 前4条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

(職)

- 第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
病虫害防除・肥料検査センター	所長
[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(職員の被服貸与規則の一部改正)

- 2 職員の被服貸与規則（昭和35年宮崎県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	着用期間	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	着用期間
勤務する機関	職員					勤務する機関	職員				
[略]						[略]					
水産政策課	漁業取締船乗組員	[略]				水産政策課	漁業取締船乗組員	[略]			
	水産業普及指導員										
[略]						[略]					
農業高等学校	[略]					農業高等学校	[略]				
病虫害防除・肥料検査センター	肥料検査業務に従事する職員	白衣	1	1年							
[略]						[略]					

(旅費の支払事務に関する規則の一部改正)

- 3 旅費の支払事務に関する規則（平成元年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条、第6条関係）		別表第1（第2条、第6条関係）	
部局及び出先機関名	部局名	部局及び出先機関名	部局名
[略]		[略]	
県立高等水産研修所	水産政策課	海区漁業調整委員会事務局	水産政策課
海区漁業調整委員会事務局	水産政策課	内水面漁場管理委員会事務局	水産政策課
内水面漁場管理委員会事務局	水産政策課	県立高等水産研修所	漁村振興課

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第7号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
事 務	区 分	単 位	金 額		事 務	区 分	単 位	金 額	
[略]					[略]				
7 その他の証明	(1)～(15)	[略]	[略]		7 その他の証明	(1)～(15) [略] <u>(16) 廃止された私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の卒業生等に対する卒業証明、成績証明又は単位修得証明（県が保存する内容に係るものに限る。）</u>	[略]	[略] 400円	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第208号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示（平成16年宮崎県告示第21号）の一部を次のように改正し、この告示は平成23年4月1日から適用する。

平成23年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
2 指定代理金融機関			2 指定代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
宮崎県信用農業協同組合連合会	宮崎県内で業務を営むすべての店舗	県の公金の収納（ <u>国庫支出金及び宝くじ納付金を除く。</u> ）及び農業改良資金に係る貸付金の支払事務			
株式会社宮崎太陽銀行	[略]		株式会社宮崎太陽銀行	[略]	
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
宮崎中央農業協同組合	宮崎県内で業務を営むすべての店舗	県の公金の収納事務（ <u>国庫支出金及び宝くじ納付金を除く。</u> ）	宮崎県信用農業協同組合連合会	宮崎県内で業務を営むすべての店舗	県の公金の収納事務（ <u>国庫支出金及び宝くじ納付金を除く。</u> ）
[略]			宮崎中央農業協同組合	同	同
[略]			[略]		

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の 4 において準用する同法第54条第 3 項の規定により、宮崎市長から川谷地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

正 誤

平成21年 3 月30日付け県公報(号外第16号)中

ページ	行	誤	正
10	53	公布	公表